

### Ⅲ 届出と協議・審査等

#### Ⅲ-1 建築等行為の届出対象

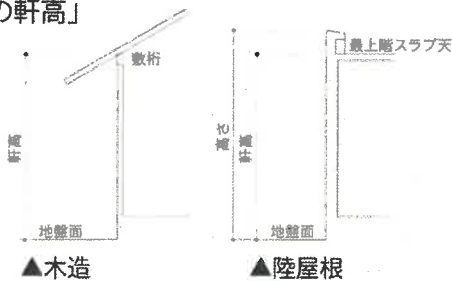
届出の対象となる行為と規模は、次のとおり。

対象物		丸亀城歴史 エリア	都心 エリア	その他の エリア
建築物	軒高が 7m 超え、又は延べ床面積が 500 ㎡を超えるもの			
	延べ床面積が 1000 ㎡を超え、かつ軒高が 13m 以下のもの	届出-2	届出-1	届出-1
	軒高が 13m を超えるもの		届出-2	届出-2
工作物	高さが 10m を超えるもの	届出-2		
	高さが 13m を超えるもの		届出-2	届出-1
広告物	高さが 10m を超え、又は表示面積の合計が 25 ㎡を超えるもの	届出-2	届出-2	
	高さが 10m を超え、又は表示面積の合計が 100 ㎡を超えるもの			届出-1
開発行為	面積が 1000 ㎡を超え、又は法面および擁壁の高さが 5m を超え、かつ長さが 10m を超えるもの	届出-2	届出-1	届出-1

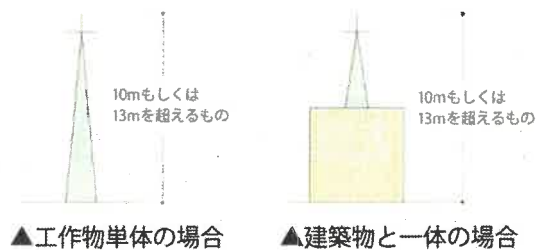
※建築物、工作物、広告物における「外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更」の場合、「上記表の規模を超えるもので、当該変更にかかる部分が外観の過半を超えるもの」も届出の対象となる。

#### 【参考】

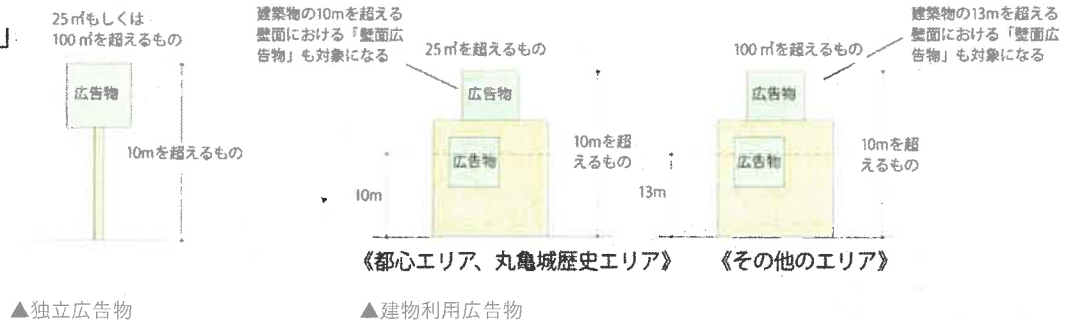
##### 「建築物の軒高」



##### 「工作物の高さ」

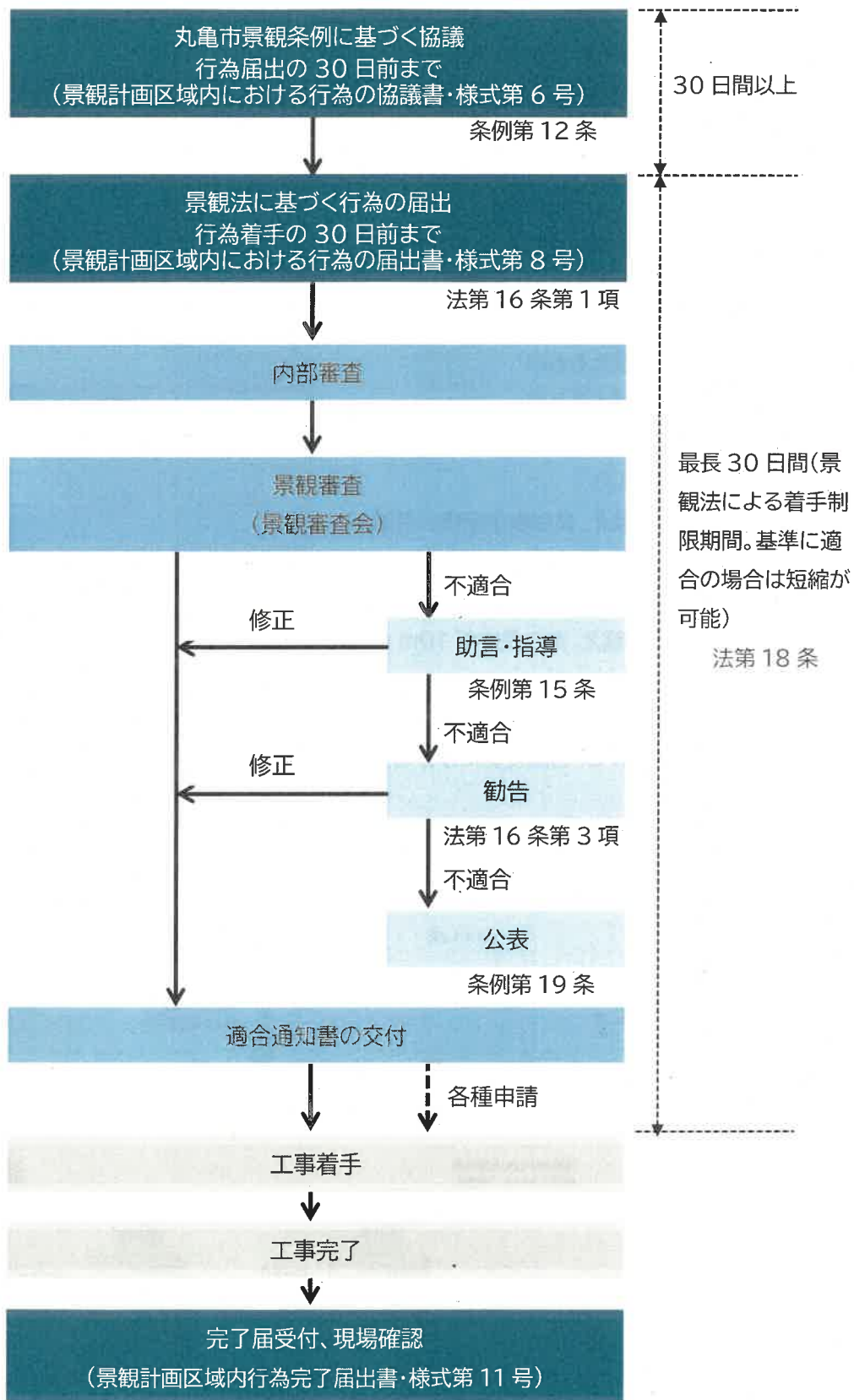


##### 「広告物」

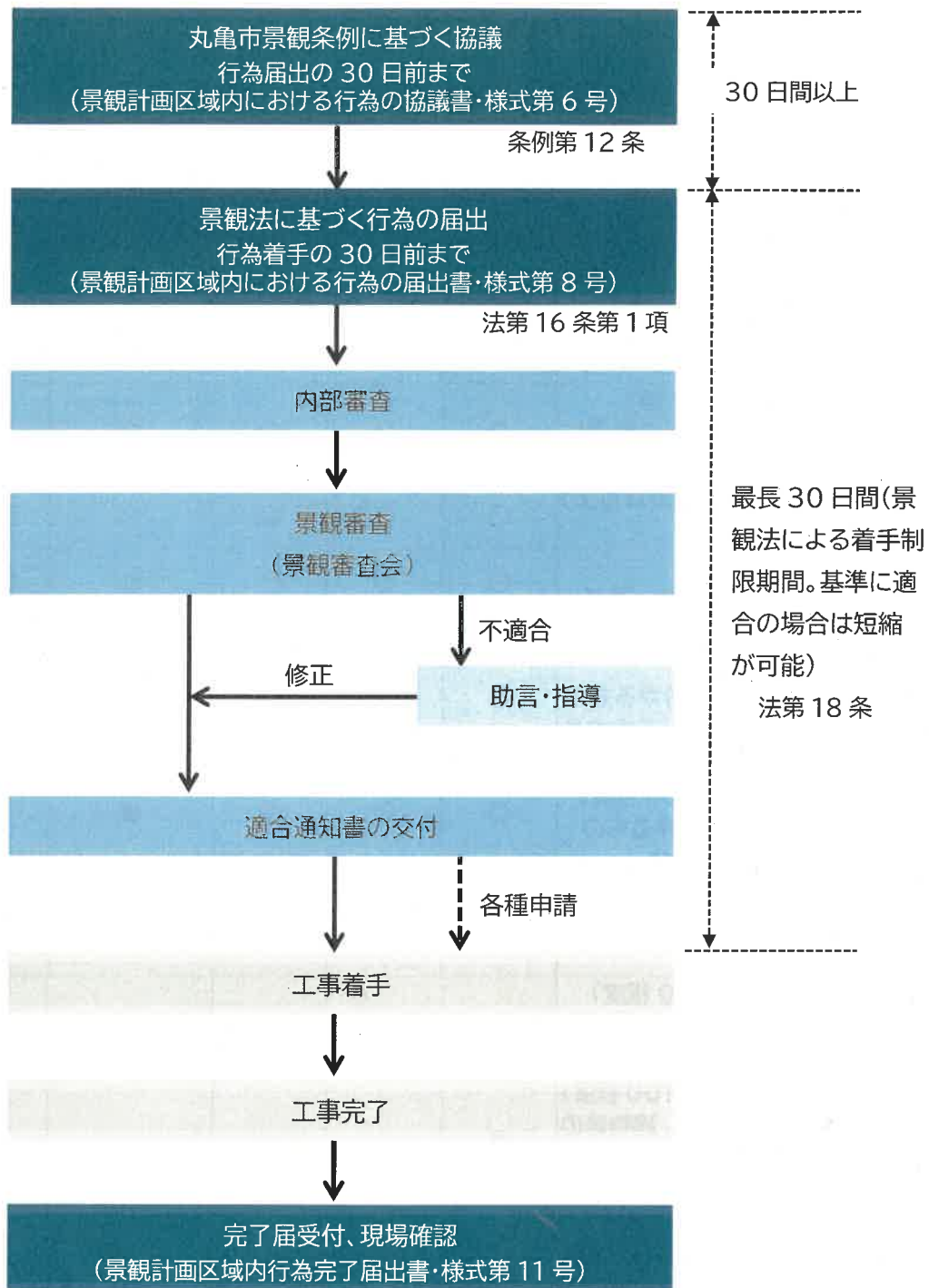


### Ⅲ-2 届出～協議・審査等の流れ

【建築物、工作物、開発行為の場合】



【広告物の場合】



Ⅲ 届出・協議・審査等の流れ

### Ⅲ-3 届出図書等

#### ◎協議時の添付図書

景観計画区域内における行為の協議書に、次の必要書類を添付して提出してください。

協議に係わる添付図書等	新築、増築、改築、移転、大規模な修繕		表示	過半を超える色彩の変更	開発行為
	建築物	工作物	広告物	建築物、工作物、 広告物(※)	
1)景観計画区域内における行為の協議書(様式第6号)	○	○	○	○	○
2)委任状(当該届出事務を事業者以外が行う場合)	○	○	○	○	○
3)都市景観勘案書(様式第7号) ・都市景観形成に配慮した点を簡潔に文章で表現したもの	○	○	○	○	
4)付近見取り図(縮尺1/2500以上) ・方位、行為等がわかるもの	○	○	○	○	○
5)敷地・周辺現況写真 ・敷地周辺の状況が分かるカラー写真	○	○	○	○	○
6)配置図・土地利用計画図(縮尺1/100程度) ・敷地境界、建物等の位置が分かるもの ・鉛直投影立面積が最大となる方向を示すこと	○	○	○	○	○
7)平面図/各階(縮尺1/100程度) ・各階の間取り及び用途がわかるもの	○	○	○	●	
8)断面図(縮尺1/100程度) ・主要部2面以上、屋上やバルコニー等に設置する設備機器の高さを示すこと	○			● (建築物のみ)	
9)着色立面図-1(縮尺1/50程度) ・主要立面2面、各部の仕上げ及び色彩のマンセル値がわかるもの	○	○	○	○	
10)着色立面図-2(縮尺1/100程度) ・着色立面図-1以外の2面、建物等の高さ、各部の仕上げ及び色彩のマンセル値がわかるもの	●				
11)造成計画図(縮尺1/500程度) ・平面図、断面図及び切り土部分の求積図(着色)、隣接する道路や宅地等の関係もあわせて表現したもの					○

#### 備考

(1) 広告物についての※に該当する行為は、移転若しくはその内容の変更又は設置、改造若しくは過半を超える色彩の変更とする。

(2) 図面の規格はA3とし、協議書とともに正副2部を提出するものとする。

(添付書類について)

届出-1	協議及び届出時には○印の図書を添付してください。
届出-2	協議及び届出時には○印及び●印の図書を添付してください。

◎届出時の添付図書

景観計画区域内における行為の届出書に、次の必要書類を添付して提出してください。

届出に係わる添付図書等	新築、増築、改築、移転、大規模な修繕		表示	過半を超える色彩の変更	開発行為
	建築物	工作物			
1)景観計画区域内における行為の届出書(様式第8号)	○	○	○	○	○
2)委任状(当該届出事務を事業者以外が行う場合)	○	○	○	○	○
3)都市景観勘案書(様式第7号) ・都市景観形成に配慮した点を簡潔に文章で表現	○	○	○	○	
4)付近見取り図(縮尺1/2500以上) ・方位、行為等がわかるものがわかるもの	○	○	○	○	○
5)敷地・周辺現況写真 ・敷地周辺の状況が分かるカラー写真	○	○	○	○	○
6)配置図・土地利用計画図(縮尺1/100程度) ・敷地境界、建物等の位置がわかるもの ・鉛直投影立面積が最大となる方向を示すこと	○	○	○	○	○
7)平面図/各階(縮尺1/100程度) ・各階の間取り及び用途が分かるもの	○	○	○	●	
8)断面図(縮尺1/100程度) ・主要部2面以上、屋上やバルコニー等に設置する設備機器の高さを示すこと	○			● (建築物のみ)	
9)着色立面図-1(縮尺1/50程度) ・主要立面2面で建物等の高さ、各部の仕上げ及び色彩のマンセル値がわかるもの	○	○	○	○	
10)着色立面図-2(縮尺1/100程度) ・着色立面図-1以外の2面で建物等の高さ、各部の仕上げ及び色彩のマンセル値がわかるもの	●				
11)鉛直投影面積求積図(縮尺1/200程度) ・最大鉛直投影立面積の求積図、算定式を記載すること	○				
12)外構平面図(縮尺1/100程度) ・フェンス、門、塀、舗装などの仕上げ及び色彩等がわかるもの	●				
13)植栽計画図(縮尺1/100程度) ・樹種別に分類し彩色を施したもので、樹高、数量、規格などを凡例と共に表示したもの	●				
14)外装材の見本 ・タイル、塗り見本等	○				
15)完成予想図 ・道路その他の公共の場所から見た彩色パース等で、建築物等及び周辺状況が分かるもの	○	○	○		
16)造成計画図(造成工事を行う場合、縮尺1/500程度) ・平面図、断面図及び切り土部分の求積図(着色)、隣接する道路や宅地等の関係もあわせて表現したもの					○

備考

- (1) 広告物についての※に該当する行為は、移転若しくはその内容の変更又は設置、改造若しくは過半を超える色彩の変更とする。
- (2) 図面の規格はA3とし、届出書とともに正副2部を提出するものとする。
- (3) 協議書の際に提出のあった添付図書のうち、変更のないものについては省略できるものとする。